

イヌワシ保護増殖事業計画 (変更案)

令和 年 月 日

文部科学省

農林水産省

環 境 省

第1 事業の目標

イヌワシは、我が国に生息する大型の猛禽類であり、森林生態系における食物連鎖の頂点に位置する。概ね全国的に生息していたが、近年、生息環境の悪化等による分布域の縮小、繁殖成功率の低下及びつがい数の減少が確認されている等、本種の安定的な存続が危ぶまれる状況にある。

本事業は、現存するつがいの生息状況や繁殖状況を把握し、本種の生息に必要な環境の維持及び改善を図るとともに、各つがいの繁殖阻害要因の軽減・除去に努め、現存するつがいの繁殖成功率を維持向上させること等により、分布域の拡大及びつがい数の増加を図り、本種が自然状態で安定的に存続できる状態になることを目標とする。

第2 事業の区域

全国（主として第3により取組を行う地域）

第3 事業の内容

1 生息・繁殖状況等の把握・モニタリング

本種の保護増殖事業を適切かつ効率的に実施していくために、全国的な生息・繁殖状況等とそれらの動向に関して、継続的な調査を行う。また、標識の装着等により個体を識別し、個体の移動、分散等の実態に関する情報の収集、整備を進める。

さらに、繁殖成功率の向上を図るためには、繁殖阻害要因の把握が重要であることから、上記の調査等を通じて、野外で死亡した個体や孵化しなかった卵が得られた場合には、病性鑑定や環境汚染物質の影響の有無等の調査を行い、知見の収集に努める。

2 営巣場所周辺における環境の把握と維持・改善

上記1の調査結果等を踏まえ、繁殖成功率の低いつがい、地域を把握する。その結果を基に、本種の保存上、保護増殖事業実施の必要性の高いつがいについて、さらに、営巣場所、主要な採食地、高利用域等、餌動物その他の繁殖に特に重要な事項を調査し、その結果を参考にしつつ、営巣場所の補修、人工巣棚の設置等の改善、整備を行うほか、つがいごとの餌動物の種類の特性及びその生息状況を踏まえ、餌動物が十分に生息できるような環境の整備、人工給餌等の必要な措置を講じるよう努めることにより、繁殖成功率の向上を図る。

上記の事業を行うつがい以外でも、改善・整備が必要な場合には、営巣場所の補修、人工巣棚の設置等に努める。

また、本種の営巣場所周辺における土地利用や事業活動の実施に当たっては、営巣場所や主要な採食地等本種の生息に必要な環境条件を確保するための配慮

が払われるよう努める。

3 卵及び雛等の移入

本種の安定的な存続には、十分な繁殖成功率が安定的に維持されることが必要である。

このため、上記2のみでは、繁殖成功率の低下、繁殖へ寄与する個体数の減少等により地域のつがいの維持が困難と認められた場合には、自然界で淘汰される可能性が極めて高い卵または雛を、繁殖成功率の高いつがいから、つがい数増加が必要な地域の繁殖成功率が低いつがいに移入する。また、必要に応じ飼育下で得られた卵及び雛の活用を検討する。

移入に当たっては、生息域外保全及び傷病個体救護の取組と連携し、移入に必要な技術の確立に努めるとともに、営巣場所への人の接近に伴う営巣放棄等のリスクを十分勘案した適切な実施方法を検討する。また、移入前後においては、適切かつ効果的な移入を行うため、移入元と移入先の各つがいの繁殖状況の継続的なモニタリングを行う。

4 飼育下での繁殖及び野生復帰の検討

本種の個体数は元来限られている上に、分布域の縮小、繁殖成功率の低下及びつがい数の減少が確認されていることから、個体数が急激に減少する可能性があることを考慮して対策を講ずる必要がある。

具体的には、営巣場所周辺における保護対策の強化と併せて、生息域外保全として、傷病鳥等のうち野外への復帰が不可能な個体等を活用し、適切な施設において飼育、繁殖を行い、飼育下繁殖技術の確立及び飼育下における生態的知見の把握並びに遺伝的多様性を保持した飼育下個体群の確立と維持を図る。

また、必要に応じて、本種の生息適地又は継続して生息環境整備に取り組んでいる地域において、飼育下で繁殖させた個体の放鳥による野生復帰の取組を検討する。

5 その他

(1) 営巣場所周辺における監視

営巣場所周辺の状況を踏まえ、必要に応じ、密猟や営巣場所への不用意な接近等を監視し、本種の生息、繁殖へ悪影響を及ぼす行為を必要最小限とするように努める。

(2) 普及啓発の推進

本種の保護増殖事業を実効あるものとするためには、関係地域の住民や関係機関を始め、広く国民の理解と協力が不可欠である。このため、本種の生息環境、

繁殖状況、保全の必要性及び本事業の実施状況等についての普及啓発を推進するとともに、地域の適切な保全活動の展開が図られるよう努める。

(3) 効果的な事業の推進のための連携の確保

本事業の実施に当たっては、国、地方公共団体、本種の生態等に関する研究者、本種の保全活動に参画する民間団体、関連する農林業団体、及び本種の営巣場所周辺の住民等の関係者間の連携を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。